



令和7年度（2025年度）

第18回定例庁議

令和8年1月7日（水）午前8時30分～
第一応接室（担当：総合戦略室 内線1111）

1 報告事項

- (1) 定額減税補足給付金（調整給付）支給事業について……………（財 政 部）
- (2) 信州まつもと空港定期便の離着陸回数の変更に伴う事前協議について…（交 通 部）

庁 議 日 程 に つ い て

第19回定例庁議	1月21日（水）	8時30分～
第20回定例庁議	2月10日（火）	8時30分～

庁議資料
8. 1. 7
財政部

(報告事項)

定額減税補足給付金（調整給付）支給事業について

1 趣旨

令和6年度税制改正において所得税1人3万円・個人住民税1人1万円の定額減税が行われ、定額減税しきれないと見込まれる方には、定額減税補足給付金（調整給付金）を支給する事業を実施しました。

令和7年度は支給額に不足が生じた方等に対し、給付金を支給する標記事業を行ってまいりましたが、対象者への支給を終えたため、結果を報告するものです。

2 支給対象者の要件

令和7年1月1日時点で松本市に住民登録があり、次の(1)又は(2)に該当する方

- (1) 年末調整又は確定申告により、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した後に、本来給付すべき額と当初調整給付との間で不足額が生じた方
- (2) 本人、扶養親族等として定額減税の対象外（事業専従者又は合計所得金額が48万円超）であり、かつ、低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない方

3 実施結果

- (1) 申請期限 令和7年11月28日（金）
- (2) 最終振込日 令和7年12月19日（金）
- (3) 支給実績
 - ア 支給人数：26,334人(支給対象人数 26,992人)
支給率（人数ベース）97.6％（昨年度の調整給付金 97.2％）
 - イ 支給額：7億6,458万円(支給対象額 7億7,854万円)
支給率（金額ベース）98.2％（昨年度の調整給付金 98.2％）

4 調整給付金支給にあたり配慮した点

(1) 公金受取口座の利用

定額減税補足給付金（不足額給付）が国の特定公的給付に指定され、公金受取口座の利用が可能となりました。そのため、公金受取口座を登録してある方には「支給のお知らせ」を送付し、支給予定日、支給額、振込口座等の内容に異議がなければ手続き不要とし、申請の手間をかけさせることなく、支給対象者全体の約58.8％に対し、公金受取口座への振込を行いました。

(2) L o G o フォームによる電子申請

公金受取口座の登録がない方には、従来の紙ベースによる申請に加え、送付する支給確認書に QR コードを載せ、それをスマートフォン等で読み取り、L o G o フォー

ムで電子申請する方法も提供しました。これにより、申請者は24時間いつでもどこでも、3分程度の簡便な手続きで申請することが可能になりました。

電子申請件数は2,559件で、支給人数全体の約10%（公金受取口座なしの方の約23%）がこの方法を利用しました。

(3) RPAの活用

公金受取口座の利用には、デジタル庁から取得した口座データを本市給付金システムに登録する必要がありましたが、その登録作業を自動で行う方法がシステムベンダーから提供されないことが判明しました。そこで、RPAを活用し、振込口座のシステム登録を自動化することにより、入力作業時間を手作業（約590時間）の10分の1に短縮し、迅速な給付につなげました。

5 その他

国が定める規定により令和7年12月中の支給が必要であったこと及び国から迅速な支給を求められていたことから、不足額については既決予算で対応しましたので、2月補正予算で整理します。

担当 市民税課 課長 赤澤 直徳 (内線1350)

庁議資料
8. 1. 7
交通部

(報告事項)

信州まつもと空港定期便の離着陸回数の変更に伴う事前協議について

1 趣旨

長野県と連携して取り組んでいる、信州まつもと空港定期便の離着陸回数の変更に伴う、空港周辺地元4地区（以下「4地区」という。）との事前協議が整いましたので報告するものです。

2 経過

- H 元. 6. 24 信州まつもと空港ジェット化に当たり、空港整備及び周辺環境整備事業に関する事項について、4地区空港対策委員会、長野県知事、松本市長の3者による協定を締結
6. 7. 26 信州まつもと空港ジェット化開港
- 1 8. 1. 30 信州まつもと空港の運用時間延長について協議し、合意
- R 6. 3. 19 長野県が、定期便の1日当たりの離着陸回数の変更について4地区空港対策委員会へ事前協議を申し入れ
以後、4地区において事前協議への対応を協議
- 9～12 4地区空港対策委員会が、県及び市に対し事前協議に関する要望書を提出
・今井開発・空港対策委員会（令和6年 9月12日付）
・笹賀地区空港対策委員会（令和6年 9月18日付）
・和田地区空港整備対策委員会（令和6年10月28日付）
・神林地区空港対策特別委員会（令和6年12月19日付）
- 12～ 県及び市（公共交通課）が、4地区の要望内容について4地区空港対策委員会とヒアリングを実施し、対応を検討

3 事前協議の内容

平成元年6月24日付協定書（以下「協定書」という。）第3条第1項第2号の規定する、信州まつもと空港の「定期便の1日当たりの離着陸回数」を、次のとおり変更するための事前協議

離着陸回数 現行12回 → 変更後20回

4 主な要望内容（市事業）

(1) 道路・水路等の整備に関すること

- ア 市道の交差点改良、舗装修繕
- イ 水路のフェンス設置
- ウ 路側帯及び標識整備

(2) 農業振興に関すること

- ア 老朽化した灌がい施設等の維持補修
- イ 農業の担い手確保に向けた事業への協力
- ウ 土地改良施設（用水路）の補修

(3) 地元振興に関すること

- ア 公民館の大規模改造に対する補助
- イ 弾力的な土地利用

(4) 空港活性化に関すること

- ア 路線拡充に向けた研究
- イ 修学旅行の移動手段としての活用

(5) 騒音対策に関すること

保育園、児童センター等の二重サッシ化、エアコン整備

5 要望・意見の件数（県・市全体）

- (1) 今井地区 14件
- (2) 笹賀地区 40件
- (3) 和田地区 24件
- (4) 神林地区 62件 （合計 140件）

6 要望に対する市の考え方

事前協議を円滑に進めるため、可能な限り要望に応えられるよう、庁内担当課と調整を進めました。

7 事前協議に対する同意日

- (1) 今井開発・空港対策委員会 （令和7年 7月 7日付）
- (2) 笹賀地区空港対策委員会 （令和7年10月31日付）
- (3) 和田地区空港整備対策委員会 （令和7年11月14日付）
- (4) 神林地区空港対策特別委員会 （令和7年12月24日付）

8 今後の取組み

- (1) 長野県とも連携しながら、市への要望事項の進捗管理を行います。
- (2) 要望事項に関する予算を抽出・整理し、市の空港関連事業として集約・提示します。
- (3) 各地区と定期的な意見交換の場を設けます。
- (4) 長野県の空港に関する取組状況（空港機能強化事業など）を注視します。
- (5) 次期開催の市議会建設環境委員協議会へ報告します。

担当 公共交通課 課長 大塚 友宏 (内線2310)
